平成8年9月18日 規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第17条第3項の規定の基づき消防長に準ずる職について及び法第17条第4項の規定に基づき消防職員委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(消防長に準ずる職)

第2条 法第17条第3項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防次長及び総務課長と する。

(委員長)

- 第3条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。
- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された 委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができるものとする。 (委員の定数)
- 第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、 それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は12人とする。
  - (1) 消防本部 2人
  - (2) 大曲消防署 2人
  - (3) 角館消防署 2人
  - (4) 大曲仙北広域市町村圏組合警防規程(以下「警防規程」という。)に基づく大曲 消防署第2方面 2人
  - (5) 警防規程に基づく大曲消防署第3方面 2人
  - (6) 警防規程に基づく角館消防署第5方面 2人

(委員の指名)

- 第5条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。
- 2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることと なる場合は、この限りではない。

(意見取りまとめ者)

- 第7条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。
- 2 意見取りまとめ者の定数は、組織区分ごとに1人とし、意見取りまとめ者の総定数は 6人とするものとする。
- 3 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じた とき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き 続き2期を超えることとなる場合は、この限りではない。

(消防職員の意見の提出)

- 第8条 消防職員は、法第17条第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見 取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出できるものとする。ただし、消防職員が意 見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意 見を提出することができるものとする。
- 2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該 意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運 用に関し意見を述べることができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

- 第9条 委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要 に応じ、開催するものとする。
- 2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る 前条第1項の意見の提出のための期間を30日以上確保するとともに、消防職員全員に 対し、あらかじめ、当該機関並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。
- 3 前項の会議を開催する場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、 会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の 概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当 該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあってはその理由 を含む。)をそれぞれ通知するものとする。
- 4 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。
- 5 委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができる。

(委員会の意見)

第10条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の 委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に 対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。 (運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提供しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 平成8年度において消防長が指名した委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかか わらず、平成9年3月31日までとする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、第7条第3項本 文の規定にかかわらず、2年に満たない期間とすることができるものとする。

附 則(平成18年10月18日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第1号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、この規則による改正後第3条第 2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して一年を超えない範囲におい て消防長の定める日までの期間とする。

## 意 見 書

提出者所属名	意 見 提 出 日	年	月	日	<ul><li>※ 2</li><li>整理番号</li></ul>
提出者職氏名	※1 意見とりまとめ者受付	年	月	目	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2   受 付	年	月	月	

(意見とりまとめ者を経由する場合)意見とりまとめ者から委員会の庶務を担当する部 課への提出において希望する提出者氏名の取扱い

記名 • 匿名

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。

件	名		
区	分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務執行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設	
現	状		
意見の内	可容		

※1欄は意見とりまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。 必要な資料があれば添付すること。